

京都市交通局管理規程第3号

京都市交通局 IC 証票取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

平成27年10月30日

京都市公営企業管理者
交通局長 西村 隆

京都市交通局 IC 証票取扱規程の一部を改正する規程

京都市交通局 IC 証票取扱規程の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「乗合自動車及び高速鉄道」を「乗合自動車、高速鉄道及び京都バス」に改め、「（円未満は切り捨てる。）の合計額」の右に「から京都バスのポストペイ運賃を差し引いた金額」を加える。

附 則

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

(交通局営業推進室)